平成２９年（フ）第１０６号
函館市金堀町５番４号　金堀マンション304号
債務者　日下部浩美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２４号
岐阜県養老郡養老町瑞穂918番地
債務者　片山　史典
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央18番地の６　ノーヴア101号
債務者　岡崎　佳子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
北海道標津郡中標津町西八条北６丁目２番地29　泉中央団地Ａ棟23
債務者　石崎しのぶ
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第１２号
北海道根室市曙町３丁目33番地　あけぼ乃２号室
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第３１０号
埼玉県上尾市錦町14番地４　ロイヤルエステート１―102
債務者　種村　明仁
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
新潟県長岡市渡場町６番地３　フラワーハイツ優101号室
債務者　小林　祐樹
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
埼玉県新座市片山２丁目13番19号　サングリーン・タケシノ213号室
債務者　高橋　正男
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
さいたま市西区大字指扇1754番地５　エモーショナルレジデンス106
債務者　千葉　健司
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６７号
埼玉県新座市北野２丁目５番７号　ノースビレッヂⅡ203号室
債務者　加藤　英樹
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
埼玉県八潮市大字大曽根108番地５　コーポ小倉301
債務者　矢吹　洋子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
埼玉県春日部市大沼５丁目31番地　第２エステートシライシ303号
債務者　北島　夏希
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西５丁目11番地３　ピアレスト102
債務者　榎本　憲嗣
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
高知市大津乙3193番地１　山添マンション201
債務者　川村　理咲
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５７号
高知市神田946番地１
債務者　山村　和子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４６４号
札幌市東区北43条東３丁目１番27号　フロンティア３－２階８号
債務者　須藤　政光
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７０号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番24号　マンシヨン岩崎112
債務者　曳地　修一
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部